

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月16日
【会社名】	阪急阪神ホールディングス株式会社
【英訳名】	Hankyu Hanshin Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉山 健博
【本店の所在の場所】	大阪府池田市栄町1番1号 大阪市北区芝田一丁目16番1号（本社事務所）
【電話番号】	06（6373）5013
【事務連絡者氏名】	グループ経営企画室 経理部長 上戸 健司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル17階 阪急阪神ホールディングス株式会社 人事総務室 東京統括部
【電話番号】	03（3503）1568
【事務連絡者氏名】	人事総務室 東京統括部長 小原 一泰
【縦覧に供する場所】	阪急阪神ホールディングス株式会社本社事務所 （大阪市北区芝田一丁目16番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） （注）印は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため任意に設定したものです。

1【提出理由】

2022年6月15日開催の当社第184回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2022年6月15日

(2) 本総会の決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、角和夫、杉山健博、秦雅夫、遠藤典子、鶴由貴、島谷能成、荒木直也、嶋田泰夫及び小林充佳の9名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石橋正好、小見山道有及び高橋裕子の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、鶴由貴を選任する。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件

(3) 本総会の決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	議決権の数			決議の結果 (賛成の割合)	(ご参考) 事前行使分における賛成率
	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)		
第1号議案	1,734,134	9,971	0	可決(98.62%)	99.31%
第2号議案	1,740,561	3,544	0	可決(98.99%)	99.75%
第3号議案					
角 和夫	1,646,930	97,146	23	可決(93.66%)	93.35%
杉山 健博	1,688,583	55,497	23	可決(96.03%)	96.20%
秦 雅夫	1,694,944	49,136	23	可決(96.39%)	96.63%
遠藤 典子	1,708,655	35,424	23	可決(97.17%)	97.57%
鶴 由貴	1,713,828	30,253	23	可決(97.47%)	97.92%
島谷 能成	1,663,607	80,469	23	可決(94.61%)	94.49%
荒木 直也	1,704,539	39,542	23	可決(96.94%)	97.29%
嶋田 泰夫	1,708,590	35,491	23	可決(97.17%)	97.56%
小林 充佳	1,715,316	28,765	23	可決(97.55%)	98.02%
第4号議案					
石橋 正好	1,642,197	101,649	23	可決(93.39%)	93.02%
小見山 道有	1,715,263	28,590	23	可決(97.55%)	98.02%
高橋 裕子	1,719,570	24,283	23	可決(97.80%)	98.32%
第5号議案	1,738,489	5,376	23	可決(98.87%)	99.61%
第6号議案	1,718,765	16,060	9,261	可決(97.75%)	98.26%
第7号議案	1,729,376	14,695	0	可決(98.35%)	98.99%

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

第1号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) (3) の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席分のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席分のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上